

ドラッカー学会における「研究グループ」の位置づけ

1. 研究グループ設置の趣旨

ドラッカー学会の会員は全国に点在し、会員に対する学会の主要なサービスは、概ね以下のとおりである。

- *総会・大会：各年間1回。総会は東京、大会は地方。
- *大学等との連携イベント：寄付講座・シンポジウムなど。現状では首都圏に限定されている。
- *年報の提供：年報は年2回発行。HP上では随時。
- *HPでの情報提供・連絡。
- *その他。

ドラッカー学会の会員は、学者や研究者以外に多様な職業、階層の方で構成され、かつ地方在住者の割合が高いため、地域に根ざしたサービスに対するニーズが強い。したがって、これまでも「研究グループ活動」（旧称「支部」）は、学会内で重要な役割を担ってきた。

「研究グループ」の活動は、学会理事会で承認を得た以降は、下記「学会内での研究グループの資格」に記された内容のサービスを、本学会から受けることができる。ただし基本的には、すべて当該研究グループの責任に基づく自主性に任される。

しかし本学会の会員が多層な会員で構成されているために、多様なトラブルが起こる可能性もある。そこで万一トラブルが発生した場合、トラブルの処理および解決への責任は、すべて当該「研究グループ」が負うものとする。本学会は、トラブル処理の結果を審議した上で適切な処置を行なうものとする。

以上の主旨から、「研究グループ」の設立を希望する会員は所定の「研究グループ設立申請書」の必要項目を明記の上、理事会に提出し、審査を経た後に申請の可否を決定する。

2. 学会内での研究グループの資格

1) 研究グループの資格

- ①会員資格：ドラッカー学会の個人会員資格の適用。ただし研究グループ

はオブザーバーとして非会員を含むことができるが、オブザーバーは学会活動を行うことはできない。

- ②禁止事項：政治・宗教に関する活動、個人のビジネスに利用する活動、公序良俗に反する活動、その他執行会議で禁止事項と判断する活動など。
- 2) 学会ホームページに開催時の研究会活動の案内、研究報告・活動報告を掲載できる。
 - 3) 大会発表及び学会機関誌上での研究発表。
 - ①研究発表：研究グループはドラッカー学会大会などで研究成果を発表することができる。発表希望グループは所定の研究発表用紙に記入し企画・編集委員会に提出する。企画・編集委員会で審査した後に、執行会議で検討決定する。
 - ②発表者：発表者は1名とする。但しドラッカー学会の会員に限る。
 - ③研究グループの研究活動は、企画・編集委員会の規定により学会機関誌「文明とマネジメント」に掲載する権利が与えられる。
 - 4) 研究グループは必要に応じて学会の助言を受けることができる。
 - 5) 以上の他に、学会が必要と認めた場合の処置を行なう。

以上